

令和 8 年度 特別養護老人ホームみなと弘済園 事業計画

社会福祉法人みなと寮

1. 法人の理念

- (1) 利用者一人ひとりの人格・人権を尊重し、自立支援を旨として社会福祉の増進に努めます。
- (2) 利用者本位の立場に立ち、常に笑顔でサービス提供し、顧客満足を追求します。
- (3) 「福祉の情報発信源」「地域交流の場」として地域福祉の拠点となり、社会貢献に尽くします。

2. 法人の基本方針

- (1) 積極的な情報公開を行い、透明性のある運営を行います。
- (2) 法令遵守に徹し、個人情報保護に努めます。
- (3) 職員は常に目標・ビジョンを持ち、継続的に業務改善に真摯に取り組み、自己改革・自己実現を目指します。
- (4) 社会福祉法人としての専門性を生かし、常に「well being」を実践しつづけます。

3. 施設の基本方針

- (1) 虐待防止、身体拘束廃止、人権擁護を推進して、人に優しいサービスとケアを提供します。
- (2) ホームページを中心とした情報公開、情報開示に積極的に取り組みます。
- (3) 弘済院附属病院、弘済院第 2 特養と連携して認知症ケアの充実を図ります。
- (4) 職員の育成と離職防止に向けた魅力的な施設（働きやすい環境、学習する組織）を推進します。
- (5) 事業運営の安定化のために、事業収入の増加（利用率アップ）と支出の抑制（コスト削減）を進めます。
- (6) 食事サービスについては、日々、美味しく、楽しんで食べていただけるよう重点的に取り組みます。
- (7) 看取り介護を充実させていきます。
- (8) 介護ロボットや見守りセンサー、介護ソフト等の介護テクノロジーを積極的に活用し、生産性の向上と業務効率化を推進します。これにより、職員が直接ケアに専念できる環境整備を進めます。あわせて、従来の慣習にとらわれない柔軟な発想のもと、利用者および職員双方が安全・安心して過ごせる事業所づくりを目指します。また、安全配慮の徹底と心理的安全性の高い職場環境の整備

により人材の定着を図り、質の高いサービスを安定的に提供します。さらに、介護現場の ICT 化を推進し、ケアブランドデータ連携システムや介護情報基盤への対応を見据え、情報共有の効率化と業務負担の軽減を進めて参ります。

- (9) コンプライアンス(法令遵守)を徹底し、働きやすい職場の創出と公正なサービス提供に努めます。

4. 運営指針

施設運営にあたっては、当法人の理念と基本方針、また、施設の基本方針に基づいて事業を行います。

また、災害や感染症が発生した際にも利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供できるよう、体制を構築してまいります。

- (1) 短期運営指針・数値目標

【経営】

- ① 運営の安定化を図り良質なサービスを継続的に提供する

- 1) 利益率の確保を図るために、入所率のアップと支出削減の徹底を図ります。
- 2) 入所率は 93.3%（入所 250 人＋ショートステイ 2 人含む）を最低限確保し、95.0%以上を目指します。
- 3) 空床状況を全職種で周知・共有し、短期間での空床の解消を図ります。

- ② 要援護高齢者の入所及び短期入所の受け入れ
高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定に基づき、要援護高齢者の入所及び短期入所の受け入れを、弘済院附属病院グループと連携して進めます。

- ③ 人権擁護と情報公開の理念のもと、他の特養との差異化（特徴の明確化、先駆的事业の推進）を図ることで事業運営の安定を図ります。

- ④ ICT ツールを徹底して活用することで、新しい時代のニーズに合わせた組織へと変えていきます。情報共有のあり方を変えることで、組織（運営体）の強化と発展を図り、利用者サービスの質の向上に繋げていきます。

- ⑤ 令和 7 年度より見守り支援機器「aams」を導入しており、見守り体制の充実と業務負担の軽減を図っています。今後も ICT 機器の活用を推進し、介護現場における生産性の向上を図ることで、利用者とのコミュニケーション時間の確保や職員の身体的・精神的負担の軽減につなげ、

より質の高いケアの提供と働きやすい職場環境の整備に努めます。

【利用者サービス】

①LIFE を活用することで、介護サービスの質の評価を行い、PDCA サイクルにより科学的介護の取組を推進し、根拠に基づいた介護サービスの質の向上を図ります。

2) サービス改善・生産性向上委員会を開催し、客観的な視点でサービスの現状を分析し、より質の高いサービス提供へと改善していきます。

3) 「大阪版食の安全安心認証制度」「第三者評価」の視点を導入して、客観的な食事サービスの向上に努めます。今後も委託給食業者と共同で取り組んでいきます。

② 業務マニュアルの見直し

標準的手順を、みなと弘済園の現場に合わせてマニュアル化していきます。

③ 介護事故防止に向けたリスクマネジメントを充実させていきます。見守り支援機器「aams」の見守りカメラを活用することで、事故発生時の状況確認および要因分析を行い、事故の再発防止策の検討と職員間での共有を図るなど、事故防止に向けた取り組みを強化します。

1) 転倒リスクの高い方には個別対応を行うことで骨折事故の減少を図ります。

2) 誤薬、配薬ミスのゼロを目指して、研修と実践的対策を実施していきます。

3) 丁寧な介護を行うことで表皮剥離、誤嚥、誤飲、介護ミスなどの事故の減少を目指します。

④ 褥瘡ゼロを目指して、各職種の職員が連携して防止策を実施していきます。また皮膚・排泄ケア認定看護師と連携し、2 か月に1 回の施設ラウンドを実施します。専門的な視点から褥瘡予防やスキントラブル、排泄ケアについて助言・指導を受けることで、ケアの質の向上と職員の知識・技術の向上を図ります。

⑤ 看取り介護の充実を図り、医師、看護師、生活支援員(介護職員)、ケアマネージャー、管理栄養士、生活相談員、機能訓練士等の全職種で看取り介護(ターミナルケア)の体制を構築して、看取り介護を実施しています。特養という生活の場所で最期を迎えることができるように各職員が連携し看取り介護マニュアルに基づいた適切な対応を行っていきます。

⑥ 食事提供に関しては、選択食を週1 回実施していきます。また、特別献立やイベント食などを年60 回(フロア毎実施回数含む) 実施し、彩り豊かな食生活ができるように援助します。

⑦高齢者人口が増加していく中で、認知症を患う高齢者の数も増えていきます。職員には認知症の専門知識を修

得する機会を多く提供し、認知症対応の充実した施設サービスを目指します。

⑧ 利用者のクリーニング衣服の洗濯は洗濯業者による個別洗濯(個別の袋で回収し、できあがりは個別の袋に入れて手渡します)を無料(施設側負担)で実施しています。下着を含めて衣服のすべてを業者が洗濯するのでいつも清潔な衣服を着ることができます。

【地域公益活動】

① 「いこいのサロン」の開催

地域交流の一環として、「いこいのサロン」を開催し、地域(古江台地区)のお年寄りと交流を深めていきます。

1) 古江台地区福祉委員会と共同で毎月第3 水曜日に開催します。

2) 年間計画に沿って、講義や福祉体験など毎回テーマを決めて実施していきます。

3) ケアマネージャーによる福祉相談を実施して地域の福祉ニーズに的確に応えていきます。

② 緊急時安否確認(かぎ預かり)事業

吹田市社会福祉協議会・地区福祉委員会・協力施設が協働して実施する事業です。日頃の見守り声かけ活動などを通じて孤立死などの不幸な事故を未然に防ぐことを目的として、事前に自宅のかぎを預かり、緊急時にかぎを使って室内に入り安否を確認するという仕組みです。

③ 大阪府災害派遣福祉チーム(DWAT)への協力

災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、一般避難所で災害時要配慮者(高齢者や障がい者、子ども等)に対する福祉支援を行う民間の福祉専門職で構成するチームに登録しています。

④ ボランティア・実習生の受け入れ

ボランティア・介護実習生とも積極的に受け入れていきます。

1) ボランティアを受け入れる事により、施設への理解を得るとともに施設の活性化、地域社会との接点、交流の機会の増加が期待されるような関係づくりを目指していきます。

2) 地域の社会福祉の増進を目的として、車椅子の貸出、古江台の夏祭りへの出店、フードドライブへの協力、社会福祉協議会との連携による地域の高校と協働した高齢者向けスマートフォン教室の開催などに取り組みます。あわせて、国家試験受験資格取得のための社会福祉現場実習(介護実習を含む)の受け入れを行います。

【職員の採用と育成】

① 介護の魅力作りと職員の採用

- 1) 職員一人ひとりが介護の魅力を引き出すことで仕事の良さをみんなに伝えていきます。
- 2) 日々、生成変化する介護ニーズに対応して、ルーチンワークにならない創造的な介護を目指します。
- 3) 質の高い生活支援員(介護職員)の採用に努め、衛生委員会を中心に労働環境の向上を目指し、職員の離職率を減らします。また、サービス改善・生産性向上委員会を開催し、職員の負担軽減と介護現場における生産性の向上を図ります。
- 4) 多様な求人サイトを充実させることで、新卒及び中途採用の生活支援員(介護職員)などの採用に努めます。
- ② 認知症介護実践研修(基礎研修、実践者研修、実践リーダー研修など)を積極的に受講し、認知症介護の専門的ケアの充実に努めます。
- ③ 介護職員初任者研修、実務者研修の履修に向けて施設単位で援助していきます。福祉資格の取得には、法人として資格取得支援制度を設けており、個々のレベルアップ、ひいては施設サービス全体の底上げを図ります。
- ④ 福祉系専門学校なども多くの外国人学生・留学生が増えており、多国籍化がすすんでいます。受け入れる当施設においてもこれまで以上に高度な指導力が必要になり、介護福祉士実習指導者の有資格者を増やし施設全体の指導力アップを図ります。
- ⑤ 職員研修の充実と周知方法

- 1) 内部研修を年間 50 回以上実施します。職員全体には報告書とスライド資料などを回覧し、アンケートを実施することで、全職員の研修に対する取り組みと意識の向上を図ります。
- 2) 社協、介護団体などが主催する各種研修会に職員を積極的に参加させていきます。
- 3) 新人研修ではプリセプター制度の充実に努めます。
- 4) オンライン研修を活用し多くの職員に研修機会を提供します。

【建物・設備】

- ① 長期運営(2052 年)に向けての修繕と設備入れ替え
- 1) 徐々に故障箇所が増えてきていますので、より丁寧に使うことで耐用年数を延ばしていきます。
- 2) 長期修繕計画のリストを作成し、必要な部分から入れ替えを進めていきます。
- ② 厨房機器の入れ替えを進めていきます
- 耐用年数前後になった調理機器を新しくすることで食事の充実に努めます。

【数値目標】

- ① 空床状況を全職種で周知・共有することで、ベットコントロールを効率的に実施し、利用率を月 93.3%以上とする。
- ② 人件費率を 65%台(委託給食業者も含む)とし、介護看護職員配置を 2.4 対 1 とする。
- ③ 平均要介護度 4.0 を目指し、それに対応できるサービスレベルの向上。
- ④ 褥瘡の分類(ステージ分類)を活用して、客観的分析の下、褥瘡をなくしていく(褥瘡ゼロ)。
- ⑤ 誤薬ゼロを目指すため、二重チェック、呼名確認の徹底を行う。
- ⑥ 毎月の事故防止検討委員会にて原因や分析を行い、骨折事故を年間 5 件以下に減らす。
- ⑦ 特別献立とイベント食などを合わせて年間 60 回以上の特別な食事提供を行う。
- ⑧ 残食率を 15%以下にする。
- ⑨ 食事満足度調査について、満足の回答が 80%以上になるように努める。
- ⑩ 利用者満足度アンケートについて満足の回答が 65%以上になるように努める。
- ⑪ 家族満足度アンケートについて満足の回答が 80%以上になるように努める。
- ⑫ 職場環境を整備することで、職員の離職率を減らして 8%以下にする。
- ⑬ 職員内部研修会を年間 50 回以上実施する。

(2) 中長期運営指針

- ① 「高齢者の尊厳を支えるケアの構築と実践」
- 1) 介護サービス提供の基本姿勢として、高齢者の人権を尊重した丁寧な介護を行っていきます。
- 2) 認知症ケアについての知識と技術を学び、専門的な認知症ケアを提供します。
- 3) サービスの質の確保と向上を図り、高齢者の尊厳を支えるケアを日常的に提供します。
- 4) 虐待防止、身体拘束廃止、人権擁護を前面に押し出した人権に敏感な施設作りを行います。
- ② 「リスクマネジメントの確立」
- 1) リスクに関するデータ収集(介護事故及びヒヤリハット報告書)と、そのデータ解析を通じた事故防止策を徹底し、安全で住みよい生活を提供していきます。また、安全対策担当者研修の受講者を増やしていきます。
- 2) 施設内での事故やアクシデントだけではなく、地震や台風など自然災害による突発的なアクシデントに対しても、すべてのスタッフが迅速かつ適切に対応できるよう業務継続計画(BCP)をもとに日頃から訓練(シ

ミュレーション)を行い、被害を最小限に食い止められる技術を身につけていきます。

また、高齢者施設は、被害を受けた地域にとっても必須の社会資源であることを念頭に置き、施設機能維持のための業務継続計画(BCP)の点検・見直しを定期的に行っていきます。

③「特別養護老人ホームみなと弘済園ケアのブランド化」

1) 特別養護老人ホームみなと弘済園の特徴(情報発信、認知症ケアの専門性、多彩で豊かな食事サービス、看取り介護の充実など)を活かしたブランド戦略を進めていきます。

2) 競合する他施設とのサービス競争に打ち勝つサービスの質の確保と差異化を図ります。未来志向の企画力、創造力、実践力を発揮していける環境を作ります。

④特別養護老人ホームみなと弘済園の標語 コーポレート・スローガン

1) 「笑顔で支援」

笑顔がもつ優しさ、明るさ、温かさは福祉のサービスの原点だと考えます。介護に対する知識や技術、経験だけでなく、人に対する思いやりや優しさ、人の痛みに共感できる感受性も介護の現場には必要です。利用者の方々に安心して心地よく生活していただくためにも、そして利用者の方々に笑顔になっていただくためにも、いつも笑顔で支援することを目標としています。

2) 「情報公開による透明性の高い事業運営」

ホームページ等を通して積極的な情報発信をすすめていくことで、事業運営の透明化を図り、利用者サービスの質の向上に取り組んでいます。サービスの中身を可視化すると共に、自らの提供するサービスを公開することでより一層の責任感が生まれ、サービスの質の改善につなげることができると考えています。

3) 「サービスの質の永続的改善」

福祉サービスの改善への取り組みにはゴールはありません。ご利用者様お一人お一人求めておられることが異なれば、そのニーズも日々変化していきます。快適な生活へのこだわりを常に持ち続けることで、より良いサービスの改善が図られると思います。現在の介護に満足することなく、研修や新しい試みの実現を通して、常に利用者本位の立場からサービスの永続的な改善に取り組んでいきます。

5. 介護サービスの基本的考え方

(1) 利用者の満足度の追求・苦情への対応

①高齢者施設の運営には、実際に利用する方々の生活への満足度が大切な要素になってきます。毎年2〜3月に

実施している満足度アンケートでは、ご利用者様はもちろん、ご家族様にも郵送もしくはWeb画面で回答していただいています。設問は住環境や食事、入浴について、職員の対応など20問程度で自由記述欄も設けています。過去14回実施しており、自由記述欄では、具体的なご指摘もいただきましたので、改善すべき点は早急に改善していきます。

②嗜好調査(利用者、職員)では、食事の味付けや量について10問程度の質問を設けています。要望や意見の欄を設け、リクエストのあった食事もできるだけ提供しています。アンケート結果については、その過程を含めてホームページに公開しており、できるだけ多くの人に見てもらえるようにしています。公開を前提にしますので、より透明性のある、よりご利用者様の満足や快適性に基づくサービス提供ができるのではと思っています。

③満足度・要望等の把握方法の一つとして、市民オンブズマンに月1回訪問してもらい外部の視点からサービス改善への指摘をいただいております。

④苦情への対応方法については、各階には意見箱を設置しており、その他直接、相談や苦情があった場合には、第三者委員に報告し、問題の詳細を把握するために関係職員、ご利用者及びそのご家族等などから必要に応じて状況の聴取を実施し事実関係を確認します。把握した状況に基づき、関係者への連絡調整、注意指導を行うとともに、苦情申出人には必ず対応方法を含めた結果報告を行います。第三者委員は、当法人の各施設共同で弁護士と社会福祉を専門とする大学教授を選任しています。

⑤毎年実施している満足度調査、そして定期的に受審している福祉サービス第三者評価のアンケート調査に寄せられた貴重な意見に対して、介護サービス・職場環境改善委員会を通して真摯に応えていきます。

(2) 健康維持管理サービス

①早期発見、早期治療

老化による身体機能は、予備力の減少、防衛力や回復力、適応力の低下を来し、高い有病率、突発的な病状の発現、急に重篤な結果に至るなど注意すべき点が多くあります。健康管理、療養指導など日常的な医療サービスは医師を中心に、異常の早期発見は全ての職員が観察力を高め対応します。

②老年期の心理特性・精神機能の理解と対応

老化は人格の変容をもたらし、不適応行動として自他を苦しめたり、認知症状や鬱状態などの精神症状の原因ともなります。

喪失の時期といわれる老年期の心理特性を理解し、精神症状群に対する知識の習得と対応の習熟に努め、高齢者を対象とする施設にふさわしい介護・看護を提供します。

③弘済院としての認知症ケアの充実と連携

大阪市立弘済院付属病院は大阪市認知症疾患医療センターとしての役割を果たしています。また、大阪市立弘済院第2特別養護老人ホームは認知症ケア専門の特養であり高度な認知症ケアの経験と技術を擁しています。その二つの施設と密接な連携を取ることで、特別養護老人ホームみなと弘済園を含めた弘済院全体で認知症ケアの専門性を深めていきます。

（３）食事サービス

①食事に関してはプロポーザル方式で委託給食業者を選定しています。食べることは、大きな楽しみの一つでもありますので、食卓の雰囲気気を配り、四季折々に季節感あふれる食事や、行事に伴う特別な献立を用意します。

②利用者の自発性、選択性を基盤とした援助関係は、今後ますます求められるようになりますので、嗜好調査等を参考に、選択可能なメニューを増やしていきます。

③特別献立、マグロの解体ショーなどのイベント食、食の記念日など、通常の食事より高品質なものを年間60回提供しています。

④食材に関しても冷凍食品の利用を極力避けて、できるだけ新鮮な食材を提供するようにしています。

⑤食事形態はソフト食等を含めて6種類、療養食は糖尿病食など9種類以上を用意しています。他の特養に比較してもきめ細かな食事形態を準備しています。

⑥食品の衛生管理としては、委託業者と連携して2018年7月に「HACCP」の考え方を取り入れた新認証基準で「大阪版食の安全安心認証制度」を取得しました。今後も継続的に更新します。

⑦食中毒は、施設においては集団食中毒として猛威をふるいます。安全な調理に留意するのはもちろん、職員、利用者共々手洗いや消毒など衛生管理に努めます。

（４）リハビリテーション

生活内での活動を行っていただくことで身体レベルの維持を図ります。また、状態に合わせて、その方に必要な運動や余暇の過ごし方・環境の設定・福祉用具の検討などを行い、日常的に介護予防・要介護度の改善に取り組んでいきます。

「その人らしさ」を尊重した生活を目指し、より充実した毎日を送っていただけるように努めます。

（５）余暇活動等

①レクリエーション

レクリエーションの持つ心と体を豊かに育み、より楽しく生きる喜びをもたらす効果に着目し、積極的な実施につとめます。

年間の全体行事（お花見、敬老祝賀会、家族会との共催の秋祭り、クリスマス会、納涼イベント等）の実施や、個別対応のレクリエーション（ショッピングモールでの買い物、レストランでの食事など）もできる限り増やすようにしていきます。

②クラブ活動

個人の趣味や楽しみを尊重したクラブを設け、楽しみ・生きがい・自己実現の一助となるよう援助します。クラブ活動の運営は地域のボランティアの方々のご協力をいただいています。

クラブの種類は、書道、手芸、絵画、生け花、音楽クラブなどがあります。

その他、職員の工夫により、各フロア個別のレクリエーションの充実を図ります。

（６）サービス向上策

①サービス改善・生産性向上委員会を設置して、課題や問題点を明確にしながら施設運営全般にわたるサービスの改善と向上に取り組んでいます。定期的な自主評価と外部評価機関による福祉サービスの第三者評価の受審など、常に自らのサービスを見直す機会を設けることでサービスの質の向上を図っています。

②家族会が組織され活動しています。例年家族会総会、年数回の家族会役員会が開催され、そこで頂いた意見をサービスにできるだけ反映していくようにしています。

また、事業計画や満足度調査の策定に際しても、家族や利用者が参画できるように配慮しています。

③福祉サービスの第三者評価については平成27年3月より受審しており、令和4年12月に3度目の受審を受けました。第三者評価を受審することでサービスの標準化を図り、質の高いサービス提供ができるように努力していきます。又、受審を通して改善点が見つかり、家族の皆様からも貴重な意見を頂きました。この結果を受けて真摯にサービスの質の向上を図りたいと考えています。

（７）人権重視のサービス提供（身体拘束ゼロ・虐待防止の推進）

①高齢者虐待防止法の周知徹底を図ります。定期的な研修の他にも虐待防止に向けた具体的な施策を実施します。

②人権重視のサービス提供を目指して、施設の介護方法や生活環境を見直します。また、虐待につながる不適切ケアを常にチェックして改善する中で、職員に虐待防止の考え方を浸透させていきます。

③身体拘束のもとらず弊害を適切に理解し、身体拘束ゼロに向けた取り組みを強化します。

6. 配置される職員体制について

（１）求められる職員像・適正人員体制

・大都市部での生活支援員（介護職員）の確保は単純に人件費を上げて労働環境を良くするだけでは解決をしない社会構造的な負のスパイラルが存在します。これを乗り越えていくためには生活支援員（介護職員）の専門性を高めて質の向上を図ることが大切ですが、なによりも介護の魅力を発掘し、介護という仕事に誇りを持てるようにしていくことが職員の確保と定着率の向上につながるのだと思います。質の高いサービス展開が介護の魅力につながり、特別養護老人ホームみなと弘済園で働くことで生まれる魅力を基にして（自分たちの仕事の魅力の創出を常に職員に考えてもらう）職員の意欲を引き出していきたいと考えています。

・新卒採用者等国内人材の採用が困難なことから、特定技能外国人労働者の採用も積極的にを行い、必要な人材が安定的に採用できるよう取り組みます。

・基本となる生活支援員（介護職員）と看護職員の合計職員は、利用者実数では2.4対1の配置の確保に努めます。

・日勤の時間帯は、夕食の介護もできるように10時から18時30分にしています。夜勤は各階3人ずつで12人、管理宿直を1人、早出を各階3～4人、遅出も3～4人置くことで早朝や夕食後の職員が手薄になりがちな時間帯の対応も充実させています。

・無資格の生活支援員（介護職員）に対しても資格取得に向けた支援をする中でサービスの質の向上につなげるようにしています。

・職員の仕事上の問題や悩みは管理者等（衛生管理者、産業医、医師、精神科医を含む）が相談を受け付けていますが、施設内法人内で解決することが難しい問題につきましては外部相談窓口として外部の機関を使ったヘルプラインを設置しています。これは、ハラスメントなど職員が抱える問題を解消するとともに、法人の職場環境の改善とコンプライアンス経営の強化に資することを目的としています。

（２）会議・委員会・研修・資格

【法人】

・法人内施設連絡会議 [月1回]（法人内の全施設、全事業所の幹部職員による経営検討、収支報告、課題検討、福祉情報）

・介護保険事業部会議 [月1回]（法人内の介護保険施設、事業所の幹部職員による収支報告、職員配置、課題の検討）

・研修企画部会議 [月1回]（法人内での研修の推進、企画）

・法人内主任会議 [年6回]（各施設の課題の比較 検討）

・法人内栄養士会議 [年6回]（施設の献立比較、各施設の給食の取り組みと課題検討）

・法人内女性活躍会議 [年6回]（あらゆる職種の働き方の検討）

【施設】

・職員会議 [月1回]（理念と基本方針、行事实施、重要課題検討、状況把握）

・主任会議 [月1回]（中堅職員による事業運営の検討と実施、理念と基本方針）

・ユニットリーダー会議（ユニットリーダーの意識向上、問題の共有化）

・サービス改善・生産性向上委員会（サービスに関わる課題解決、自主評価、第三者評価受審、満足度調査、職員の負担軽減、生産性の向上）

・事業計画策定会議（職員全体での事業計画策定作業、利用者や家族への説明と意見聴取）

・マニュアル管理委員会（マニュアルの管理、1年毎の見直し、改訂）

・ユニット会議 [月1回]（ユニットの目標、職員一人ひとりの目標、介護事故解析と対応、ケース分析）

・職員内部研修会 [年50回以上]（一般職員対象、新任職員対象、給食、伝達研修など）

・給食会議 [月1回]（委託給食業者との調整、献立検討、イベント食、嗜好調査分析、給食だより）

・ケアマネージャー会議 [月1回]（介護支援に関する全般的な検討）

・協力医療機関との連携会議 [月1回]（緊急時の対応、診療体制・入院受け入れ体制の確認、その他連携関係の相談など）

・入所選考委員会 [月1回]（入所率、待機者確認、個別入所選考、外部委員の出席）

・防災会議 [月1回]（職員の防災意識の向上、防災訓練の企画と実施、防災シミュレーション）

- ・衛生委員会 [月1回] (メンタルヘルス、腰痛防止、健康保持、ストレスチェック)
- ・個人情報保護委員会 (個人情報保護の理解と個別事例の対応、改正個人情報保護規程の周知)
- ・苦情解決委員会 (苦情解決、意見箱の意見への回答、クレーム対応)
- ・事故防止検討委員会 [月1回] (転倒転落・誤嚥・誤薬防止、ヒヤリ・ハット分析と対応)
- ・感染症防止対策委員会 (新型コロナウイルス・ノロウイルス・インフルエンザ等の予防、食中毒防止等の対策)
- ・褥瘡防止委員会 [月1回] (褥瘡ゼロを目指した取り組み)
- ・身体拘束適正化委員会 [月1回] (身体拘束廃止の取り組み)
- ・虐待防止委員会 [月1回] (人権意識の向上、虐待防止研修、虐待防止監視活動、不適切ケア対策)
- ・ハラスメント防止委員会 [年2回] (セクハラ、パワハラ、カスハラ防止、啓発活動、研修の実施)
- ・オンブズマン担当会議 [月2回] (オンブズマンとの意見交換、サービスの改善)
- ・広報活動委員会 [年4回] (にこにこ便りの毎月発行、ホームページ作成、発信力の強化)
- ・サービス担当者会議 [各階毎に月3回] (ケアプラン作成)
- ・家族会総会 [年1回5月]、家族会役員会 [随時] (家族会との連携、協力、また施設との共催である秋まつり実施に向けた協議)
- ・弘済院付属病院との調整会議 [随時開催] (相互の意見交換、問題解決)

【地域】

- ・吹田地区特養連絡協議会
- ・古江台地区福祉連絡会
- ・吹田市特養相談員部会
- ・吹田市事業者連絡会
- ・吹田市地域ケア会議
- ・いこいのサロン
- ・吹田市しあわせネットワーク会議
- ・吹田市福祉避難所運営調整会議
- ・高齢者施設等感染対策支援検討会

【研修】

- ・内部研修としましては、年間事業計画に沿った形で、年間50回以上実施していきます。
- ・高齢者や社会的弱者の人権が尊重され誰もが平等で差別のない社会で安心して暮らせるように、基本理念に沿

った形で人権研修には特に力を注いでいます。また認知症に関する基礎研修、安全対策担当者研修へは積極的に参加します。

- ・令和5年度より介護現場で役立つ知識・技術が学べるオンライン動画研修を導入しました。研修業務の負担を減らし、職員がスキルアップできる環境作りを進めています。

・外部研修としては、吹田地区特養連絡協議会、大阪府社協、全社協、経営協、その他の介護や福祉関係団体などが主催する研修会や研究大会にはできる限りの職員を参加させて、外部との交流やケアの方法などを学べるようにしています。外部研修は受け継ぎ研修会を実施することで職員への周知を図っています。

また、内部研修会、外部研修会、職員会議、主任会議等は、グループウェアを利用することで、職員全体での情報共有と周知を図っています。意欲的になれば、開かれた情報共有を活用して誰もが研修の成果や施設の課題と取り組みを共有できるようになっています。

・新任职員研修はプリセプター制度を導入し、半年間マンツーマン体制で新人の指導教育を行っています。新人の採用と育成には特に力を入れながら、職員の資質向上を図っています。

【資格】

・福祉サービスの充実のために、介護福祉士、介護職員初任者研修、実務者研修、介護支援専門員、認知症介護実践研修、社会福祉士、精神保健福祉士等の福祉関係の資格取得をすすめていきます。

・資格取得に向けては勤務の調整なども行い、多面的な援助(受験料の助成、受験日の特別休暇、介護福祉士取得に向けた行政の補助制度の活用など)も実施していきます。

(3) 法人内事業部・事業所間の連携

法人内事業部(介護保険、生活福祉、研修企画)間での連携により法人としての方向性を確認し、今後の進むべきあり方を日々研鑽し創造していきます。

また、法人のスケールメリットを活かし、どんな福祉相談に対しても対応し、必要機関に繋げることのできる地域の福祉拠点を目指します。

7. 危機管理

(1) 事故防止等安全対策

①事故防止検討委員会を設置して介護事故の防止に努めています。月1回の委員会では、施設長、介護支援専門員、生活相談員、看護師、機能訓練指導員、生活支援

員(介護職員)、管理栄養士などが参加し、前月のインシデントリポートの分析を行いながら、個別に応じた介護事故防止策を実践していきます。

全てのインシデントリポートは、事故防止に向けた共有化を図るために施設内のLAN上で誰もがいつでも閲覧できるようにしています。

(2) 個人情報保護・情報管理の徹底

①個人情報規程を周知徹底し、個人情報保護に関する意識を高めます。

②「SKYSEA」(IT機器やソフトウェア資産を一元管理し、情報セキュリティ対策やIT資産の有効活用を支援するクライアント運用管理ソフトウェア)を導入することで、デバイス管理やログ管理を行い情報セキュリティの徹底を図ります。

③電子機器を使った外部との通信には、「beat」を使った多層防御による強固なセキュリティ対策を図ります。

(3) 自然災害発生時業務継続計画(BCP計画)

自然災害発生によるライフラインのストップなどを想定し、自然災害時業務継続計画(BCP計画)を策定し突然の事態にも施設業務を継続できるように備え、緊急時にも対応できるよう訓練(シミュレーション)を行います。

(4) 災害等緊急時の対応

①防災訓練は、年間を通して、夜間想定訓練や地震、防犯、大規模災害など、様々な災害を想定して定期的に実施していきます。また消防署との総合防災訓練も年1回実施していきます。職員に防災意識を常日頃から植え付けていくように防災教育にも力を入れていきます。ご利用者様の防災訓練は安全に十分配慮しながら、無理のないような方法で訓練に参加できるようにしています。

②地震や台風の自然災害に関しては、災害予防対策を徹底し、もしも被害を被ったとしても最小限に抑さえ、利用者の安全を第一にした防災計画を作成し実施していきます。災害時における準備物(緊急時用ポータブル発電機、ヘルメット、照明器具など)も備えています。

③当法人の施設は大阪府下に散在していますので地震などの時は他施設からの職員の実質的な応援なども防災計画の中には位置づけています。阪神大震災、東日本大震災、能登半島地震等の発災時には被災した施設に職員を派遣して支援してきたという実績もありますので、その経験も生かした緊急時の対応策を策定しています。みなと弘済園の同敷地内には当法人の運営する救護施設千里寮がありますので、緊急の災害時には千里寮の職

員なども特養への支援に直接的に駆けつけることができるなど、即応性のある緊密な連携を取っています。また災害への対応には、地域との連携も不可欠であることから訓練等の実施には地域住民の協力が得られるように努めていきます。

④災害時の食事の確保は利用者の生活を守る上で最も大切です。施設では3日分の備蓄食(職員分も含む)を用意しています。

⑤当施設では吹田市と協定を結び、「災害発生時における二次避難所(福祉避難所)」として災害時の要援護者の受け入れを行う体制を整えています。平常時から吹田市が開催する福祉避難所運営調整会議へ参加するなど関係機関との連携強化を図り、手厚いサポートを提供することのできる施設として、地域への貢献を果たしていきます。

(5) 感染症への対応

感染症の感染者が施設内で発生するという不測の事態に備え、感染症発生時業務継続計画(BCP計画)を策定し、サービス提供を継続して行うことのできる業務遂行体制の構築を図っています。

感染症を施設内に職員が持ち込むことのないよう、常日頃より体調管理に努め、基本的な感染症予防対策を徹底して、予防・まん延防止に取り組みます。マスクやガウン、消毒用アルコールなど備蓄物品の定期的な在庫確認を行い、万一に備えつつ、職員には感染対策の知識を浸透させるために計画的に研修と訓練(シミュレーション)を行い、いざという時に即応できる体制を整えます。

地域で感染症の流行が起こった際にも地域の利用者施設サービスの提供が出来るように努めます。

(6) 応援・協力体制の強化

自然災害や感染症など突発的に起こる事案に対して、大阪府・府社協との協定に基づき外部組織への応援・協力を積極的に応じていきます。他施設の一時的な職員減や必要物品不足などに協力し難局をともに乗り越えていきます。

(7) 防犯に関する体制対策

利用者にとって生活の場である福祉施設では、外部からの不審者の侵入や施設内備品の盗難など防犯への対策も必要です。

定期的に不審者の侵入を想定した防犯訓練も行っています。